

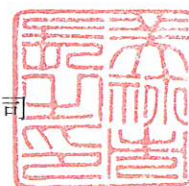
一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宇部市大字車地519の1番地  
氏 名 株式会社 田辺商会  
代表取締役 廣安 伸太郎

令和5年12月11日付け一般廃棄物収集運搬許可申請については、下記のとおり許可する。

令和5年12月14日

美祢市長 篠田 洋司



記

許 可 期 間	令和6年1月15日から 令和8年1月14日まで
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物全般（し尿及び浄化槽汚泥を除く）
事 業 区 域	美祢市内全域
許 可 条 件	<p>1 事業の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業計画の概要を記載した書類で申請した一般廃棄物。</li><li>・積替え又は保管を含む。</li></ul> <p>2 許可の条件</p> <p>(1) 収集運搬は、生活環境の保全に支障のないように速やかに行うこと。</p> <p>(2) 業務にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の該当規定を遵守すること。</p> <p>(3) この許可証にて、美祢市処理施設に搬入できる廃棄物は本市で発生した事業系一般廃棄物とし、同市外の物が搬入されたことが判明した場合は許可の取消を行う。</p>

- 注 1 この許可証は、事務所(営業所)内の見えやすいところに、必ず掲示しておくこと。
- 2 申請事項が変わった場合は、速やかに届け出ること。